

「銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」(残土条例)の改正について

1 改正理由

千葉県暴力団排除条例の施行(平成23年9月1日)に伴い、千葉県では、土砂等の埋立事業においても暴力団を排除するため、平成25年4月1日から県残土条例に基づく許可に当たって暴力団員等を欠格要件に含めるなど、規制を強化したことから、市条例においても同様の規制を行おうとするもの。

また、不適正な残土埋立を排除するためには、残土の発生元工事現場に職員が出向き、実際に目視で残土の性状、発生状況、運搬ルート等を確認する必要があることから、埋立に使用する残土の発生元を県内に限定しようとするもの。

2 改正内容

(1) 暴力団員等の排除

ア 許可の基準の改正

許可申請者(事業主等)の欠格要件に暴力団員等を追加する。

- ・銚子市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- ・未成年者で、その法定代理人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの
- ・法人で、その役員・使用人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの
- ・個人で、その使用人が暴力団員等の欠格要件に該当するもの
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

イ 許可の取り消し等の改正

許可の取り消し等事由に、暴力団員等に該当するに至ったとき又は該当していたことが判明したときを追加する。

ウ 警察の意見聴取

許可及び許可の取消し処分をしようとするときは、事業主等が暴力団員等に該当する事由の有無について千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

銚子市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(2) 県外土砂等による埋立禁止

特定事業に使用できる土砂等を、千葉県内から発生したものに限定する。

(3) 周辺住民の同意等の見直し

住民説明会の開催と周辺住民の同意取得の義務付けを、市外発生残土を用いる場合に限定する。

(4) 許可を要しない特定事業（埋立行為）の追加

- 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保持する目的で、通常の管理行為として行うもの
- 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物処分場の施設内において行うもの

3 施行日 平成26年1月1日

土地埋立の規制体系（改正後）

